

快適職場づくりが求められています

勤労者は、生活の3分の1を職場で過ごしています。職場は、いわば勤労者の生活の場ともいえます。その生活の場が暑すぎたり、寒すぎたり、騒音がひどかったり、粉じんが舞っていたり、不自然な姿勢や身体に負担がかかる作業であったりする場合はその人にとって不幸であるだけでなく、生産性の面からも能率の低下をきたします。

そこで、職場の環境について現状を的確に把握し、職場の意見、要望等を聞いて、快適職場の目標を掲げ、計画的に職場の改善を進めることが重要です。例えば、適切な温度・湿度の管理を行う、粉じんや騒音に曝される作業を少なくして作業者の心身の負担を軽減する、疲れた時に身体を横にすることのできる休憩室等を設置するなどの措置をします。

職場の快適性が高いと、職場のモラルの向上、労働災害の防止、健康障害の防止が期待できるだけでなく、職場の活性化に対しても良い影響を及ぼします。

快適職場指針

快適職場づくりは、労働安全衛生法第71条の2の規定により事業者の努力義務とされており、厚生労働大臣により「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」（快適職場指針）が公表されています。

この快適職場指針のめざすものは、「仕事による疲労やストレスを感じることの少ない、働きやすい職場づくり」です。「快適職場づくり」を事業場の自主的な安全衛生管理活動の一環として位置付け、職場の「快適化」という目標を安全衛生委員会等で十分に検討して具体化すべきことを定めています。

